

## 高齢者の安全運転を支援します

住民課 町民生活グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

安全運転サポートカー購入費用、ペダル踏み間違い急発進等抑制装置を整備費用の一部を助成します。

### ●概要

交通事故防止のため、70歳以上の高齢運転者を対象に、「衝突被害軽減ブレーキ」「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」を搭載する車両の購入費用や、車両の購入後に後付けで「ペダル踏み間違い急発進等抑制装置」の整備費用の一部を助成します。

### ●補助対象者

- ①町内に住所を有し、令和4年3月31日現在で満70歳以上の方
  - ②自動車運転免許証を保有している方
  - ③町税などを滞納していない方
- ※過去に同補助金の交付を受けた方は対象外

### ●補助対象の車両

- ①自ら使用する自己所有の車両
- ②令和3年4月1日以降に新規登録された車両(中古車含む)および車両所有後に後付けで装置を整備した車両

### ●補助金額

導入経費(実費額)から国の補助金を差し引いた金額が対象

- ①車両導入補助 上限3万円  
※衝突被害軽減ブレーキまたはペダル踏み間違い急発進等抑制装置搭載車を購入した場合
- ②後付け装置導入補助 上限3万円  
※後付けでペダル踏み間違い急発進等抑制装置を整備した場合  
※1人につき①か②のいずれか1台(回)限り
- ③補助申請代行手数料補助 5,000円  
※国などの補助申請を自動車販売店などが代行した場合の手数料

### ●必要書類

- ・補助金交付申請書(住民課で配布)
- ・補助金請求書(住民課で配布)
- ・調査等同意書(住民課で配付)
- ・領収書の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・自動車運転免許証の写し
- ・振り込み口座情報が分かる書類(通帳などの写し)

### ●申請期限

令和4年3月31日(木)まで

## 障がい者の方の軽自動車税減免

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

一定以上の障がいがある人のために使用する軽自動車は申告で減免になる場合があります。

### ●対象

- ①障がい者本人が軽自動車を所有している場合か、精神障がい者や18歳未満の身体障がい者と生計を一にする人が軽自動車を所有し運転する場合
- ②障がい者のみで生活する人が所有する軽自動車を常時介護する人が運転する場合
- ③軽自動車の構造が専ら身体障がい者などの利用に供するためのものである場合

※軽自動車税以外の自動車税の減免については、苫小牧道税事務所(☎0144-32-5286)へお問い合わせください。

※減免は普通自動車などを含め、障がい者1人につき1台に限ります。

※減免となる税額は、原則全額です。

### ●申請期間

5月31日(月)まで

### ●必要書類

- ①減免申請書
  - ②運転免許証
  - ③印鑑
  - ④自動車検査証
  - ⑤軽自動車税納税通知書
  - ⑥通知カードまたは個人番号カード
  - ⑦次の(ア)~(イ)のうちいずれか1点  
(ア)身体障害者手帳 (イ)精神障害者保健福祉手帳  
(ウ)療育手帳 (エ)戦傷病者手帳
- ※場合により生計を一にする証明書・常時介護証明書などが必要です。
- ※減免の対象となる障害等級はお問い合わせください。



## 水質検査結果・水質検査計画の公表

建設課 上下水道グループ ☎ 27-2326

町内で供給している水道水について、町は昨年度の水質検査結果をまとめました。

水質検査成績書では、町内の水道水は、味や臭気にも異常がなく、水質に問題がないことが確認されました。

詳しい検査結果と令和3年度の水質検査計画は、町ホームページをご覧ください。

## 元気な農家チャレンジ支援事業

産業経済課 農業グループ ☎ 27-2419

創意工夫を凝らした農業者の積極的な取り組みを支援します。

### ●対象

町内に事務所または住所を有する農家、農業を営む法人、農家で組織する団体(生産者部会含む)

### ●募集期間

5月21日(金)まで

### ●補助対象経費

- ①報償費(謝礼金など)
  - ②旅費
  - ③需用費(消耗品費など)
  - ④委託費(外注費など)
  - ⑤使用・賃貸料
  - ⑥備品購入費
  - ⑦役務費(販売促進事業のみ)
  - ⑧その他
- ※ビニールハウスや冷蔵庫、パソコンなどの汎用性のあるものは対象外

### ●補助率等

①新技術導入事業  
補助率3分の2以内(限度額50万円)

②販売促進・特認事業  
補助率3分の2以内(限度額30万円)

※①②どちらも総事業費10万円未満は対象外ただし、特認事業を除く

### ●対象事業の例

- ・他市町村での事例報告を読んで知った、近郊では前例のない栽培法を試したい。
- ・厚真で作られていない珍しい作物にチャレンジしたい。
- ・雑誌等で取り上げられるような農産物等のPRを企画したい。
- ・町内の商業者と連携して農産物や加工品を売り出したい。

## 経済センサス

まちづくり推進課 企画調整グループ ☎ 27-3179

総務省と経済産業省は、6月1日現在で「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。

### ●概要

総務省と経済産業省は、6月1日現在で、「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。全国のすべての事業所および企業が対象です。調査は、同一時点での我が国のすべての産業分野における事業所・企業の経済活動の状況を全国的・地域別に明らかにすることが目的です。国が行う調査の中でも特に重要かつ大規模な統計調査です。

### ●調査基準日

6月1日(火)

### ●調査期間

5月20日(木)~6月8日(火)

### ●調査票などの事前配布

都道府県知事が任命した調査員が、5月下旬までに調査票を配布します。  
※調査員は、必ず「調査員証」または「業務委託証明書」のほか、「従事者用腕章」を身に付けています。  
※調査票が届いたら、同封の「調査票の記入のしかた」を参考に漏れなくご回答ください。

### ●回答方法【インターネット回答を推奨します】

- ①インターネット回答  
・24時間、好きな時間に回答できます。  
・回答後に調査員と対面することもなく、紙の調査票の提出も不要です。
- ②紙の調査票に記入し、調査員に提出

## 所得税・町道民税の雑損控除

住民課 税務グループ ☎ 26-7871  
(総合ケアセンターゆくり内)

雑損控除の申告によって所得税・町道民税が減税になる場合があります。

居住していた持ち家が地震で被災し、持ち家を修理・解体した費用は、雑損控除の対象になります。

### ●対象期間

災害のやんだ日から3年以内に支出した経費が対象となり得ます。3年を過ぎた修理・解体費は、控除対象になりませんので、ご注意ください。  
※控除対象の持ち家の修理・解体費は、原則1年以内ですが、やむを得ない事情がある場合、3年以内に支出したもので対象になります。

### ●まだ申告していない場合

令和2年12月31日までに持ち家の地震に係る修理・解体費を支出した方で、まだ雑損控除を申告していない場合は、過年分をさかのぼって申告ができる場合があります。  
また、修理・解体の有無にかかわらず、地震時に居住していた持ち家が地震被害を受けた方で、雑損控除を申告していない場合は、平成30年の所得税および平成31年度の町道民税をさかのぼって申告ができる場合があります。

## 緑化推進等補助

厚真町森林愛護組合事務局 ☎ 27-2419  
(産業経済課 林業水産グループ内)

町内での緑化や森林と人との関係づくりに係る費用の一部を助成しています。

### 緑化推進事業

▷町民が目にする事ができる場所に緑化木を植栽する際の苗木代や資材費を助成します。

対 象 町民・町内の団体  
補助金額 1件5万円以内  
募集期間 10月29日(金)まで

### 森づくり活動助成事業

▷他の補助金を活用しない森林整備や環境教育プログラムなどに使用する資材費などを助成します。

対 象 町民・町内の団体  
補助金額 1件5万円以内  
募集期間 12月30日(木)まで

## 森林再生・林業復興に係るシンポジウム

産業経済課 林業水産グループ ☎ 27-2419

地震被害からの森林再生・林業復興についての取り組みを説明するシンポジウムを開催します。

●日 時  
5月29日(土)13時30分から

●会 場  
総合福祉センター 大集会室  
※当日、会場で受付ます  
※当日はオンライン配信も行います

●内 容  
【第1部】過去の自然再生に対する森林の再生とこれまでの調査結果などについて

・北海道大学教授 中村太士氏  
・国立研究開発法人土木研究所 寒地土木研究所  
・地方独立行政法人北海道立総合研究機構森林研究本部 林業試験場  
・その他関係機関

【第2部】パネルディスカッション  
・参加者からの質疑応答

## コミュニティ活動補助

コミュニティ運動推進協議会事務局 ☎ 27-3179  
(まちづくり推進課 企画調整グループ内)

地域文化の育成や環境美化活動に係る費用の一部を助成しています。

### 地域花壇づくり活動助成事業

▷他のモデルとなる事が期待できる花壇の管理費を助成します。

対 象 自治会・町内の団体  
補助金額 沿道の花壇施設費…面積が5㎡以上10㎡未満は1万5千円、10㎡以上は2万円  
花壇の管理費…1団体の上限7千円(予算の範囲内で助成)

募集期間 11月30日(火)まで

### フラワーマスター育成事業

▷フラワーマスター認定講習会受講に係る旅行費用等を支給します。

対 象 町民  
補助金額 講習会受講旅費(実費分)  
募集期間 11月30日(火)まで

### 空缶拾い活動奨励事業

▷空缶拾い活動に対して助成します。

対 象 団体(15人以上)  
補助金額 年3千円以内  
募集期間 11月30日(火)まで

### 個性的文化活動奨励事業

▷町内の団体、サークルなどが自主的・主体的に取り組む事業に対して補助します。

対 象 町民(10人以上)  
補助金額 開放的で個性的な文化活動の初期投資経費として1回に限り上限3万円(予算の範囲内で助成)  
募集期間 11月30日(火)まで

## 起業化支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

起業をめざす新規事業者の事業立ち上げなどに必要な経費に対する補助金を交付します。

●対象者  
・町内で起業を予定している方  
・起業して3年未満の方  
※その他の要件あり

●補助対象事業の認定  
審査は審査委員会で申請者へヒアリングを行い、町内の活性化につながるか等を審査し、認定します。  
なお、補助対象事業は右記のとおりで、事業認定日以降の経費が対象となります。

●補助金の交付対象期間の終期  
起業した日から3年後の応当日の前日まで

●補助率  
2分の1以内

●補助限度額  
200万円(空き店舗を活用する場合は250万円)

●申込期限  
随時受付

### ●対象事業と対象経費

#### ①新規開業支援事業

対象事業	起業するために必要な施設の建築および改修等を行う事業 ※上限に達しない場合は事業化支援事業に申請可能
対象経費	報償費、旅費、役務費、委託費、工事請負費、備品購入費等

#### ②事業化支援事業

対象事業	安定的な事業継続を図るために行う事業
対象経費	報償費、旅費、役務費、委託費、需用費、使用料・賃借料、備品購入費、償還費等

※①②の事業のうち、どちらか一つまたは両方を選択してください。  
※事業執行は条件により最大3年  
※申し込みを希望する方は事前に産業経済課経済グループにご相談ください。

## 商工業振興支援

産業経済課 経済グループ ☎ 27-2486

経営者の創意工夫のある取り組みや雇用拡大、定住支援に必要な経費に対する補助金を交付します。

●対象者  
町内において1年以上営業しており、町税を滞納していない商工業者  
・個人事業者…町内に住所を有している方  
・法人…町内に事業所等を有している中小企業者中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に掲げる中小企業に限る)

※その他の要件あり

●申込期間  
随時受付

●申込先  
町商工会 ☎27-2456  
※その他の条件等は商工会までお問い合わせください。

### ●対象事業と対象経費

#### ①経営強化促進補助金

内 容	商工業者が自ら行う、積極的かつ創意工夫を凝らした以下の取り組みに必要な経費を補助します。 ①施設の増改築または改修事業 ②新製品または新技術の試験・研究・開発事業 ③ICT化事業 ④新分野事業への拡大事業
補助額	資本金1,000万以下▷2分の1以内 資本金1,000万円超1億円以下▷3分の1以内(上限200万)

#### ②雇用拡大奨励金

内 容	町内における雇用の場の確保および拡大を図るため、新たに常用労働者を雇い入れ、雇用定数を増した事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	1人につき30万円(1年度につき2人まで)

#### ③職住近接奨励金

内 容	町外から町内の事業所に通勤している常用労働者が町内に転入する際に手当を支給する事業者に対し奨励金を交付します。
補助額	3分の2以内(1人につき20万円まで)